

奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第二十五号

奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和五十九年十二月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「の営業」を「から第四号まで及び第六号の営業（同項第四号の営業においては、モーター営業（個室に自動車の車庫が個々に接続する施設であつて、公安委員会規則で定めるものを利用させる営業をいう。）に限る。）」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

第十三条第一号、第十五条、第十九条及び第二十一条中「別表第一に掲げる区域を除く」を削る。

第三十五条第一項中「別表第二」を「別表」に改める。

別表第一を削り、別表第二を別表とする。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。